

## 建築差し止め訴訟の概要とカンパのお願い

私たちは後述の理由で、アーバネットの建築計画に対して訴訟という非常手段に訴えることにしました。そしてこの訴訟の目的は、今回のアーバネット社だけでなく、広く池田山全体で脱法的な利益追求を行う投資家たちに対して、明確な反対の意思を突き付けるために行うものです。

裁判費用は現在、原告を中心として資金を集めておりますが、池田山の皆様にご支援いただけましたら、より強力に訴訟を進められます。そのためご共感いただける方にはいくらでも結構ですので、ご寄付を下記口座にお願いします。

### ★三菱 UFJ 銀行 五反田支店

普通預金 店番 537 口座番号 0644951

口座名 池田山住環境協議会 ワンルームマンション訴訟口座 代表船曳鴻紅

※実務上は下記のように簡単になります。

① ATM で入金：口座番号を入力し入金処理をすれば、口座名が確認できます。

② 窓口で入金：簡略化した口座名で振り込めます。ワンルームマンション訴訟口座

### 1 提訴内容

原告団は、被告アーバネットコーポレーション及び都市建コーポレーションに対して、「(仮称)五反田プロジェクト」なる建設工事をしないよう求める訴訟を提起します。仮に当方の請求を容認する判決が出た場合には、それ以後、建設工事を強制的に止めさせることができます。また都市建による解体工事によって甚大な被害を受けた近隣住民の慰謝料請求も行います。

### 2 提訴理由

本件訴訟においては、建設工事の差止理由として次の四点を主張しています。

・第一に、**工事自体の危険性**です。

再発防止が不完全なまま今後の工事を行うことで、再度危険な事故が起きる。

・第二に、**脱法行為としての違法性**です。

アーバネット社は、共同住宅に認められる容積率や消防設備等の緩和規定を利用して、床面積を増やし建築費を節約できている可能性が高い。

・第三に、**限度を超えた日照侵害**です。

高さ制限 10 m の住宅地の南に隣接して 42 m を超える建物が建つことによって、周辺住民は冬至には一日中日光があたらない生活を強いられる。

・第四に、**強盗犯罪を誘発する恐れ**です。

共用廊下や非常階段からの視線を遮る措置が全くとられないので、周辺住民の生活が常に視線に晒される。事務所や民泊利用となった場合は、不特定多数の人間が池田山内の手薄な住宅（ことに一人住まいの女性高齢者のお宅）の生活情報を、容易に手に入れることができる。